



2023年1月

事業者各位

資源エネルギー庁 資源・燃料部
石油流通課 課長 永井 岳彦

燃料油価格激変緩和対策事業に関する御協力について (依頼)

資源エネルギー庁では、令和3年12月より燃料油価格激変緩和対策事業(以下、「本事業」)を実施しており、原油価格の高騰が続く中で、事業者各位の御協力の結果、レギュラーガソリンについては全国平均で170円/L程度に価格抑制されています。令和5年1月以降についても、引き続き本事業を実施していくこととしており、改めて下記の事項を依頼させていただきます。

記

1. 本制度のさらなる周知について

(1)周知・広報のためのステッカー

消費者の方々に引き続き本事業による効果を実感いただくため、ステッカーを作成しています。同封させていただいたステッカー(10枚)につきまして、計量機・釣銭機など給油時に消費者の方の目を引く場所への掲示を何卒よろしくお願い致します。

(2)SS独自の周知・広報

上述のステッカーのみならず、事業者各位独自の広報手段(毎週の支給額を掲載した独自のポスター、会員向けメール・アプリ、レシートの広告欄の活用等)による本事業の積極的な周知・広報に御協力をお願い致します。毎週の支給額や抑制効果については、下記のホームページに掲載しており、出典をお書きいただければ転載は自由です。

2. 価格モニタリングへの御協力について

本事業の効果が適切に消費者の皆様に届くよう、引き続き価格モニタリングを実施いたします。これまでと同様事務局(博報堂)より、週1回(原則毎週月曜日ないし火曜日を想定)電話にて、以下の項目について調査させていただきます。

事業者各位におかれましては、価格モニタリングへの御協力を何卒よろしくお願い致します。

<価格モニタリング項目>

(1)調査日時:毎週月曜日に事務局より各SS・軽油・灯油等の販売店に電話にて問い合わせ
※店舗スタッフの方にご周知ください。

(2)調査項目:レギュラーガソリン、軽油、灯油、重油
※販売している石油製品のみご回答ください。

(3)調査価格:店頭現金フリー価格

<燃料油価格激変緩和対策事務局>

ホームページ:<https://nenryo-gekikenkanwa.jp>



「燃料油価格激変緩和対策事業」と検索ください

連絡先 :0120-476-060

以上

